

第2回（平成28年2月15日）

○松元総務課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、今月より委員に着任されました4名の委員から、それぞれ御挨拶をいただきたいと存じます。

熊澤委員、丹野委員、大滝委員、宮井委員の順に、それぞれ御挨拶をお願いいたします。

○熊澤委員 熊澤春陽と申します。

このたび、委員会の委員を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

私、民間の広告会社に勤めておまして、長年、個人情報に関わる仕事をしてまいりました。個人情報の活用面では当然、広告の全般、営業面で色々携わり、昨今ではアドテクノロジーといったものの提案等をやっておりました。

個人情報の保護面では、管理部門をやっておりましたので、プライバシーマークの維持とか、あるいは情報セキュリティに携わってまいりました。

この経験を活かして、民間の視点も忘れずに務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○丹野委員 丹野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、前職が独立行政法人国民生活センターの理事でございまして、さらにその前職が全国消費生活相談員協会の理事長をやっておりました。平成2年から一貫して、消費者相談、消費者保護に関する実務を担当してまいりましたので、今回、消費者保護に関する経験のある者ということで、任命を受けたと認識しております。

本委員会におきましては、まずは私自身の知見を上げることが大事でございまして、皆様の御意見をよくよく伺って、しっかり勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大滝委員 大滝と申します。東北大学大学院経済学研究科に所属しております。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、元々専門分野は経営学、主に企業をはじめとする経営組織の経営戦略の研究をしております。あわせて、東日本大震災の復興支援も大学、それから個人としてやっておまして、今回、個人情報の保護とか、その活用について、特に東日本大震災のような大災害に際しての利用や保護がどのようにできるかということについて、専門という訳ではありませんけれども、尽力できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮井委員 宮井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、今、パナソニックの顧問ということで、それ以外にも数社の社外取締役として企業の経営に携わらせていただいております。この三十数年、企業の現場で仕事をしてきて、個人情報にも関わってきております。

皆様の御支援、御協力をいただきながら、頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松元総務課長 ありがとうございました。

本日は、堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員の全委員が御出席です。

また、事務局からは、其田事務局長、山本参事官、総務課長の松元が出席しております。次に、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

本日は、資料1-1から1-3、資料2、資料3-1から3-4、資料4の計9点を配付しております。

資料の不足などがございましたら、お申しつけください。

それでは、以後の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 先ほど熊澤委員、丹野委員、大滝委員、宮井委員からそれぞれ御挨拶をいただきまして、ありがとうございます。

個人情報保護法第54条第1項では、委員長及び委員8名の計9名で個人情報保護委員会を組織することとされております。今回、この9名全員の出席を得て、委員会会議を開催することができました。各委員におかれましては、今後も委員会への出席と審議への御協力につき、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから第2回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。議題1「個人情報保護委員会の組織理念について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

委員会の組織理念につきましては、平成26年6月に特定個人情報保護委員会で御決定いただいておりますが、改組に伴う任務や所掌事務の変更がございましたので、それを踏まえて個人情報保護委員会としての組織理念の案を作成いたしました。

従来の組織理念をベースに作成しておりますので、変更点を中心に説明いたします。

資料1-2をご覧ください。こちらが特定個人情報保護委員会の組織理念と今回の案を比較したものでございます。下線部が変更点になっております。

まず初めに「個人情報保護委員会の組織理念」、サブタイトルとしまして「個人情報の利活用と保護のために」としております。これまで「マイナンバーの適正な取扱いのために」としてございましたけれども、改正個人情報保護法では、個人情報の利活用と保護の両方の実現が重要であり、そのために適正な取扱いを確保していくこととされておりますので「利活用と保護」の文言を入れております。

まず、前文で、委員会の設置根拠と任務につきまして、番号法から個人情報保護法に基づくものに変更しております。

任務の規定については、資料1-3に参考条文としまして「個人情報の保護に関する法律」の第51条を載せております。

続きまして、組織理念の柱として項目1から5までを挙げております。

1番目は、改組によって個人情報保護法を所管することになりましたので、新たに追加した項目でございます。今後、改正法に基づきまして、政令や規則等のルールを策定して

いくこととなります。その際には、民間企業や消費者、有識者等から広く意見を聴取して、経済社会活動の実態を踏まえ、個人情報の利活用と保護のバランスを考慮して取り組むとしております。また、取り扱う個人データの数が少ない事業者、具体的には5,000件以下の事業者が新たに個人情報保護法の対象になりますので、そうした事業者の活動にも配慮するとしております。こちらは改正法の附則でも定められているものでございまして、資料1－3に参考条文を載せております。

2つ目は「特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督」としてしております。以前は番号法のみに基づいて監視・監督を行っていましたが、法改正に伴いまして、個人情報保護法の所管官庁になりましたので、特にマイナンバーについて監視・監督をするのは重要なインフラであるからということに付言しております。

「効率的かつ効果的に監視活動を行う」としてしておりますのは、資料1－3に参考条文を載せておりますが、番号法の第28条の3で、行政機関に対する定期検査や地方公共団体等からの定期報告の規定が追加されたことを踏まえまして、限られた体制で適切に監視・監督を行っていく必要があるため、このような記載としております。

「また」以下で、資料1－3の裏面に参考資料を載せておりますけれども、昨年公表されました日本再興戦略、サイバーセキュリティ戦略におきまして、専門的、技術的知見を有する体制を整備し、関係機関と連携してセキュリティの確保に取り組んでいくとされておりますので、この内容を組織理念にも追加しております。

保護評価につきましては、これまで1つの項目を立てて、各機関における保護評価の実施を推進してきたところですが、今後は推進から適切な運営に取り組む段階に入ったということで、広い意味での監視・監督の中に位置付けを変更しております。

3つ目は「多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信を通じた広報・啓発」です。規則等の策定に当たって、多様な観点から検討するという、これまで記載していた点につきましては、項目の1番に記載しましたので、この項目からは省略しております。代わりに、各地での説明会や電話での相談、また、苦情あっせん窓口など、様々な情報源から得られる情報を総合的に活用して検討し、広報に活かすということを盛り込んでおります。

4つ目は「国際協力関係の構築を視野に入れた取組」としてしております。内容に変更はございませんが、取組の方向性を分かりやすいように見出しに明示いたしました。

最後に、5つ目といたしまして「幅広い専門性を確保するための多様な人材の活用と育成」ということで、昨今の情勢を踏まえまして、人材育成に取り組む分野に情報セキュリティを追加しております。これまでより幅広い専門性を確保することとして、あわせて見出しも修正しております。

私からの説明は以上でございますので、御審議をお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 新しい個人情報保護法に基づく対応についても適切に記載していただけたようで良かったです。

○堀部委員長 手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 5番目のところで、情報セキュリティが追加されたのは非常にいいと思います。特に日本再興戦略とか、サイバーセキュリティ戦略なども入っていますし、昨今の情報セキュリティといえ、プライバシーと切っても切れない関係ということで、この文言は是非活かしていきたいと思います。

以上です。

○堀部委員長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 文字面だけなのですが、5番目で「高い」から「幅広い」に変えた理由を教えてくださいいただければと思います。

○其田事務局長 今回の変更点は、情報セキュリティということで、一つ分野が広がったというので、幅広いということと、「高い専門性を維持する」、今は途上で成長していかなければいけないということもありますので、「高い」の「維持」というよりは「確保」という、これから蓄積していくというニュアンスの方がいいのではないかとということで、あえて修飾語を変更しております。

○加藤委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 熊澤委員。

○熊澤委員 同じように字面的な話なのですが、前文の2行目から非常に文章が長いんですね。ほとんど一文でつながっていて、多分、法律をそのまま引用したということだと思うのですが、仕方ないのでしょうか。

○其田事務局長 まさに個人情報保護法第51条の委員会の任務の規定をそのまま引用した文章になっています。この部分は、元々政府でつくった法律案の規定を、国会方面との調整を経て修正された経緯がありまして、そのまま引用させていただきました。

○熊澤委員 了解しました。

○堀部委員長 ありがとうございます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 1番目のところに「民間企業、消費者及び有識者等から広く意見を聴取し」と、ここは広聴の話だと思いますが、その部分は委員会で、いわゆる苦情相談あっせんを行うことになっていることも、ここに織り込んであるという理解でよろしゅうございますか。

○其田事務局長 その広聴の部分もございますし、色々なヒアリングですとか、ディスカッションの場を通じてという、広い意味で示しております。

○丹野委員 織り込んでということですね。

○其田事務局長 はい。

○堀部委員長 ありがとうございます。

御発言いただきましたが、この文章をこのように修文すべきだという御意見はありませんでしたので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおりとさせていただきます。ありがとうございます。

次に、議題2「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案について」、山本参事官から説明をお願いします。

○山本参事官 よろしく願いいたします。

資料2をご覧くださいと思います。

資料2につきましては、個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案につきましての趣旨及び内容が書いてございます。

その別紙1が今回の変更内容を全部溶け込ませた一連の文章としてのものということになります。

別紙2が現行のものと今回の変更案の新旧対照表になってございますので、この資料2と別紙2をお手元で閲覧いただければと存じます。よろしく願いいたします。

今回の個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案の内容につきましては、個人情報保護委員会の本年1月1日の発足に伴いまして、個人情報保護法の所管が消費者庁から移管されたこと等を反映するものでございまして、資料2の2ポツの内容ということになります。①から④までそれぞれ書いてございしますが、いずれもいわば形式的な変更ということになります。法所管が消費者庁から移管したことを踏まえた変更というのが最も多くございまして、これを②に記載してございます。①につきましては「法改正の背景を追記」とございしますが、これは後ほどご覧いただきたいと思っております。③として「法改正に伴う条ずれ」、これは今回、法改正があったことに伴いまして、元々引用していた条文の番号に変更があった点を反映しています。④として「その他軽微な時点修正」ということでございします。

具体的な内容といたしましては、別紙2をご覧くださいと思います。

まず、3ページをご覧くださいと思います。基本方針につきましては、冒頭に、法制定の背景が従来より記載されております。これが右側、現行のところでございます。3ページの左手、下線部が今回、追加するものでございます。これは、法制定後に今回、初めて大きな改正ということになりますけれども、法改正の背景につきまして、文章として記載させていただいたものでございます。こちらの内容につきましては、改正法案の政府としての提案理由を引用させていただく形になっておりまして、政府として対外的に既に用い、これからも用いていく表現ということで、3ページに記載がございします。

そのほか「消費者庁」を「個人情報保護委員会」に変更、また、条ずれといったものにつきましては、11ページあたりをご覧くださいと思います。現行は「法の施行の状況の消費者庁への報告と公表」とございしますけれども、これは今回、「法の施行状況の個人

情報保護委員会への報告と公表」という形での変更とさせていただきます。

また、右側の⑤の次の行でございますけれども、「関係行政機関は、法第53条第1項の規定に基づき」とございますが、これが法改正によりまして、左手にございますように、この根拠条文が「法第69条」にずれておりますので、そちらを反映する内容になってございます。

また、今回の改正に伴いまして、「消費者委員会に報告するものとする」という11ページの右の⑤の一番最後の1行がございますけれども、これは消費者委員会の任務としてこの部分がなくなっておりますので、こういった点も反映し、11ページ左手のところでは、この部分が削除されているといった内容でございます。

このような形で、基本的には消費者庁の果たしておられた役割を、今回の法改正の内容に即しまして、個人情報保護委員会が担うという形に変更した内容となっております。

今後、改正法の全面施行に向けては、改めまして、この基本方針につきましても、主務大臣制が廃止され、あらゆる監督権限が当委員会に一元化されること等を踏まえて、大きく変更をしなければなりませんけれども、現時点ではこのような形式的な変更でもって整理をしてまいりたいというのが、こちらにお示した案でございます。

今後の手続といたしましては、本日、当委員会で御議論いただき、また、決定をいただいた一部変更案を、個人情報保護委員会として内閣府に対しまして閣議請議の上申を行わせていただいて、内閣府から閣議請議の手続をとっていただきまして、順調に進めば、今週金曜日の閣議決定ということ、私どもで事務的には準備をさせていただいております。なので、本日の決定を踏まえまして、閣議請議の上申手続を進めてまいり手続進行ということで、御理解を賜ればと存じます。

私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいま、山本参事官から説明がありましたように、今回は部分的な、消費者庁を個人情報保護委員会とするなどの最低限の変更にとどめております。個人情報の保護に関する基本方針というのは、個人情報保護法の第7条に規定がありまして、平成16年4月2日に最初の基本方針の閣議決定がありました。その案文作りに携わったことがあります。色々議論があつてできたものでございますし、その後も何カ所か変更はありましたけれども、そういうことで今日に至っているものを、今回は、先ほどのようなことで最低限の変更ということで、閣議の決定を求めていただくということであります。よろしいでしょうか。

特に御意見がありませんので、この一部変更案を決定いたしまして、閣議請議の上申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○阿部委員 ちょっといいですか。

利活用だとか、匿名加工情報だとか、情報の種類について、新しい内容が改正法に入ってきましたね。それを踏まえた形でもう一度基本方針を変更していく必要があると思います。全面施行のタイミングは、公布から2年以内の政令で定める日ですけれども、その前

に利活用とか、情報の種類が変わったとか、それから、小規模事業者についてはきちんと盛り込んでいく必要がある。その点は割合急ぐのではないかと思うのですが、事務局ではその辺はどう考えていらっしゃるのですか。

○其田事務局長 規則やガイドラインを具体的に委員会で御審議いただいて、ある程度形が見えてきませんか、政府としての閣議決定に盛り込むのも多分難しいだろうと思われまので、そこは同じようなタイミングになるかと思えます。

ただ、別途色々な、こういう法改正があるという改正のあらましの広報というのはまた別のこととして、情報発信はしていきたいと思えます。

○阿部委員 この変更も閣議にかけるのですね。

○堀部委員長 そういうことです。

○阿部委員 今回は極めて手がたく、間違いのないところで進めておいて、その間に事務局で準備していただいてということで、いいのではないのでしょうか。

○堀部委員長 ただいま其田事務局長が言われましたように、この委員会規則やガイドライン、政令など色々ありますので、それらと関連させながら検討する必要があります。この基本方針は、法律を具体的に適用するためのものでもあり、それぞれの役割についてどうするかということが出ており、総合的なものになるということもありますので、全体との関連で変更をすることになると思えます。そういうこととの関連で検討していくことにいたしましょう。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、原案のとおり決定し、閣議請議の上申を行いたいと思えます。ありがとうございました。

次に、議題3「情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務(独自利用事務)の事例の拡大について」、松元総務課長から説明をお願いいたします。

○松元総務課長 よろしく願いいたします。

まず、資料3-1をご覧くださいと存じます。

これまでの経緯ですけれども、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大に向けた検討」ということで、地方公共団体からの要望を受け、関係省庁との協議も踏まえまして、昨年(2019年)の第55回の特定個人情報保護委員会におきまして、事例を御了承いただき、公表したところでございます。

この際に、前回のものは最大公約数的な整理を行ったものであるという御説明をして、今後の御意見について合意形成を図りながら、事例として追加していきたいということで御発言をしております。また、(2)にございますけれども、東京都、兵庫県等が入った検討会を昨年の11月に設置しまして、2回ほど検討を重ねてまいりました。その結果といたしまして、新たに情報連携の対象となる独自利用事務の事例を今回、追加しようとするものでございます。

これによりまして、従前ですと76%ほどでしたけれども、80%ほどの事務についての情

報連携が可能になるということでございます。

具体的な中身につきましては、資料3-2をご覧くださいと思います。

今回、独自利用事務の事例として追加するものとしたしまして、7つを追加したいと考えております。順に簡単に御説明いたします。

1つ目が、児童福祉法による障害児通所給付費等の事務であって、主務省令で定めるといことで、以下同じですが、番号法別表第2の10及び11の項ということ、それぞれ準ずる項についても記載をさせていただいております。

法定事務がございますので、こちらの法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合ということを書きまして、対象者と目的をセットしております。対象者につきましては、ここですと「おおむね児童福祉法第四条第二項に定める『障害児』に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的な定められている場合」としています。目的につきましては、障害児等の健やかな育成である場合、独自利用事務の根拠規範におきまして、育成、福祉の増進、保健の向上、健康の保持又はこれらに類する語により規定されているということ、具体的に規定しております。

(2)の要件といたしまして、法定事務の内容と類似するということにつきましては、独自利用事務の内容が金銭及び物品を支給するものであるということ、経済的利益の移転としております。これによって入ってくる事務が、障害児通所給付費等の支給に関する事務は又はこれに類する事務となります。

2番目といたしましては、同じ児童福祉法ですけれども、障害福祉サービスの提供に関する事務でございます。こちらにつきましても、法定事務の根拠法律と、趣旨・目的が一致する場合について規定をさせていただいております。

こちらにつきましては、類似する場合、(2)のところですが、先ほど経済的利益の移転と申し上げましたが、こちらは地方公共団体からサービスを給付する場合の事務でございます。事務といたしましては、障害福祉サービスの提供に関する事務又はこれに類する事務となります。

2ページをご覧ください。

3番目といたしまして、予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であります。こちらにつきましても、対象者がおおむね予防接種法で定める予防接種を行った者又は行おうとする者ということと、目的につきましても、対象者の健康の保持である場合ということ、根拠規範の中で健康の保持とか、疾病発生の予防又はこれらに類する語により規定されている場合としております。

事務につきましては、こちらは、自治体からの金銭及び物品を支給する場合であるということ、経済的利益の移転でございます。

事例といたしましては、自治体で予防接種に係る実費の徴収に関する事務又はこれらに類する事務を法定事務以外で行っている場合がございますので、そちらの方でございます。

4番目が、住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務であります。住宅事務



改良法ということで、密集不良住宅地区の改良事業を法律に基づいて行っておりますが、これと同様の事業を自治体が行っている場合がございます。

こちらにつきまして、法定事務の根拠の趣旨と目的が一致する場合につきまして、対象者といたしまして、これもおおむね住宅地区改良法に準ずるものとして地方公共団体が行う事業の執行に伴い、居住する住宅を失うことにより住宅に困窮すると認められる者に該当する者であるということで規定していますし、目的につきましても、同様のことを記載しております。

こちらにつきまして、事務の内容といたしましては、地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務、管理に伴って色々な書類を出していただいたり、審査をしたりいたしますので、そういったところに使うということになります。

3 ページに移っていただきまして、5 番目であります。母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務ということであります。こちらにつきましても、対象者が母子家庭又は父子家庭及び寡婦であって、独自利用事務の根拠によって具体的に定められている場合ということと、目的が生活の安定、経済的自立について規定されている場合がございます。

こちらの事務の内容としては、地方公共団体から金銭を貸与するものである場合ということで、自治体で法定の事務以外に上乘せ、横出しという形で、母子家庭、父子家庭あるいは寡婦に対する資金の貸し付けに関する事務を行っておりますので、こちらを規定させていただいております。

6 番目ですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であります。こちらにつきましても、自治体で法定の感染症以外にも上乘せあるいは横出しの形で費用の負担を行っております。

対象者につきましては、おおむね感染症の患者に該当する者ということでありますし、目的の中で、公衆衛生の向上とか感染の予防、健康の保持、こういったところが規定されております。

事務の内容につきましては、経済的利益の移転に対する事務でございます。

事例といたしまして、多いのは肝炎とか結核といったところの感染症ですが、それ以外にも様々な感染症の医療費助成に関する事務を行っておりますので、そちらを入れております。

最後、7 番、独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるものということで、4 ページでございますが、まず、対象者につきましては、1 つは学生支援機構法に定めます「学生等」ということで、大学生とか専修学校を規定しています。

また、これに加えまして、こちらの事例につきましては、高等学校と就学支援金の支給に関する法律第 1 条に定める「高等学校等の生徒等」ということで、こちらでは高等学校とか、あるいは高専の 1 年生から 3 年生までの部分、高校生と言われるところを対象にと

ということで、基本的には大学生とか高校生に対しまして、地方公共団体で奨学金の貸付け等を行っている事例がございますので、そちらにつきまして、学資の貸与に関する事務（高校・大学等）又はこれに類する事務ということで、事例を追加してはどうかというものが3-2でございます。

続きまして、資料3-3につきましては、既に第55回の特定個人情報保護委員会の後、8月6日に公表させていただいたものでございますが、11事務でございます。

こちらのうち、4ページをご覧いただきたいと思えます。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当等の事務について入れておりましたけれども、この中の事例で、「カ」として「心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務」を追加させていただきたいというものでございます。こちらにつきましても、自治体で心身障害者の方を扶養されている保護者が万が一亡くなられた場合などの支給金でございますが、そこは共済制度というものを独自に、全国の県とか市町村が参加して行っておりますが、この掛金減免に関する事務について、こちらに準ずる形で事例として追加をさせていただきたいというのが1点でございます。

もう一つ、同じ事務ではありますけれども、6ページの10番で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する、障害者自立支援法の関係ですが、こちらについても同様のものがございますので、「カ」として同じ事例を追加させていただきたいというものでございます。こちらが事例の追加ということになります。

これを受けまして、資料の3-4につきましては、具体的に前年8月の特定個人情報保護委員会の資料でもありましたけれども、事務類型ごとに項を整理させていただいたものでございます。今回、追加になるものは赤字で入れております。従来は20類型だったのですが、先ほどの7事務の追加と心身障害者共済の1事務で、8事務追加になっておりますので、28事務となっております。

さらに御説明させていただきます。

今回、検討会を行う中で要望があったのですけれども、現在、まだ主務省令が制定されていないために、法定事務に準ずる形での検討ができていないものが大きく2つございます。番号法別表第2第116の項の子ども・子育て支援法、保育所関係とかと、120の項ということで、難病の患者に対する医療等に関する法律でございます。

こちらは、子ども・子育てでありますとか、難病の患者さんに対しまして、地方公共団体で独自に色々な事務を追加しておりますけれども、こちらについての連携がなかなか間に合わない状況となっております。これについては、主務省令を所管しております内閣府におきまして、今後、パブリックコメント等の手続を踏んで改正予定と聞いております。自治体からの要望が強いということもありますので、また進展に応じまして、委員会にお諮りをしたいと思っております。

今後の予定といたしましては、自治体では、まず、大前提といたしまして、番号法第9条第2項を踏まえて条例で定めなければいけませんので、これにつきまして、自治体では

6月議会までに整備を終えてくださいとしております。それが終わりますと、当委員会に届出が参ります。届出を受けて、委員会にお諮りした上で公表するということになりますので、夏から秋頃にかけて、またお諮りすることがあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をよろしくお願いいたします。

○大滝委員 ちょっと質問させてください。

実際にこれを適用する場面というのは、例えば自治体間の情報連携ということなので、対象になる人が引越しをするとか、住居を移すとかというようなことを想像すればよろしいのですか。どういう場面で何をするのかというのがよくわからないのです。

○堀部委員長 松元課長、お願いします。

○松元総務課長 例えば今、委員がおっしゃられたように、子ども医療費助成をやっている場合に、その市町村内であれば、例えば税情報はその市町村の中にありますのでいいのですが、転入されてきた方となりますと、転入元の所得証明書を添付して出さなければいけません。そうすると、この事務は法定の事務と違いまして、依然として所得証明書を添付して持ってこなくてはいけないというのが、まず一つの大きな事例であると思えます。

もう一つは、県と市の関係でいきますと、例えば就学の援助につきまして、これは県の事務として行っているのですが、それでも必要なのは税情報で、あまり所得が多過ぎると補助金の額を制限するということがあるのですが、それは、市町村が税情報を持っておりますので、宮城県の就学援助を申請する際には、仙台市さんの所得証明を持ってきてくださいますところ、独自利用事務について情報連携を行うことによりまして、所得証明書は要らなくなります。仙台市からもとらなくてもいいですよということになりますので、法定のいわゆる番号法の別表に書いてある事務と同様に、住民の方としては添付書類が不要になるとか、自治体側としても色々な行政事務の効率化に、今までは色々他の自治体から情報をとってきたり、電話をかけてきたりしながらやっていたのが効率化されますので、行政の効率化、住民の利便性、双方にメリットがあると考えております。ただ、大きくメリットがあるのは、先ほど言った転入、転出の関係と、県の事務だったもので市町村の情報をとってくるというところに結構大きなニーズがあるのではないかと思います。

○大滝委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 利用事務を拡大していくことに異論はないのですが、拡大していくことによって想定され得るマイナス面というのはあるのでしょうか。

○松元総務課長 当然、拡大していきますと、利用頻度が高くなってきますので、例えば漏えいのリスクをどうするなど、そういったところもあると思います。あと、何か漏えいした場合に罰則はどうするのだというのがありますけれども、個人情報保護法の改正がありました、あれと同様に、マイナンバー法、番号法の改正もございまして、昨年9月9日に公布されております。その中で、独自利用事務と言われている部分につきましても、法定連携と同様に罰則をかけたり、提供義務を課したりという形で補強されております。そういったことにより事務量が増えることはあるのかもしれませんが、法的な整備もなされておりますので、リスクとしてはおそらく法定の事務とほぼ同様の形になってくると思います。

○堀部委員長 これは、情報連携の問題でして、そのための情報提供ネットワークシステムというのが総務省で構築されていまして、そこを通して連携し合う。これも法律で決めたものしかできないことになっていまして、条例でできる部分もありまして、それについてどういうものがあるかということで調査した結果、こういうものが出てきているということでもあります。

これを公表することによりまして、自分のところではまだそこまで着手していなくても、他の自治体で行っているのであれば、自分のところでもこれを行おうかということで、大いに参考になるのではないかと思います。こういう形でまとめたものを公表する意味というのは大変大きいと思います。

○其田事務局長 リスクという面では、今、委員長がおっしゃられましたように、地方自治体、行政機関とこういった情報をやりとりするときには、情報提供ネットワークシステムという、非常に堅固につくられたシステムの中でやりとりをすることになっておりまして、こういった団体がこういった人にどういう情報を聞いていいのかということが、全部法律、法令で定まっております。それがシステムの中に組み込まれておりまして、違うことを照会するとはじかれるように設計をされます。

新たに追加する独自利用事務についても、そのデータアセットといたしますか、誰が誰に何を照会して良いかをきちんとシステムの中に組み込むことを予定しておりますので、リスクが大きくなるような運用はしていかなければいけないと思っています。

○宮井委員 分かりました。

○阿部委員 情報提供ネットワークシステムと当委員会とのやりとりはどんな内容になるのですか。

○松元総務課長 これまでも、先ほど事務局長からお話がありましたデータ標準レイアウト、設計につきまして、私どもも関与をしております。具体的には法定のデータ標準レイアウトというのは法別表第2のそれぞれの項ごとにできていますが、その中にこの要望がある地方単独事業については独自連携分も入れていくとなります。それを実際の要望も踏まえながら、私どもも間に入りながら、総務省や内閣官房と調整しながら整備していくこととしております。

○阿部委員 委員会の手続は告示でしたか。

○松元総務課長 インターネット等により公表するという規定にしておりますので、特に告示などは必要ございませんけれども、委員会にお諮りした上で、委員会のホームページ上で公表致します。今のところ1万とか2万事務ぐらい来る可能性がございますけれども、そちらが正しく分かるよう、かなり膨大になるものですから、システムとまでは言いませんけれども、ある程度事務的にも作業が楽になるようなことを今、検討させていただいております。

○阿部委員 今回、項目ごとに列挙するのですけれども、概算で何項目になるのでしょうか。地方公共団体ごとに項目数を書いていかないと思いますが、何本ぐらいになりますか。

○松元総務課長 昨年の11月時点で1,300自治体で1万4,000事務ぐらいでしたけれども、それはその時点ですので、おそらくまた広がるということもありますし、先ほど言った他の団体、様子見しているところがございますので、乳幼児医療費助成などほぼ全ての市町村でやっておりますので、先ほど2万とか言いましたけれども、ちょっと数はわかりませんが、2万とか3万程度。ただ、種類としてはかなり多いのですけれども、事例としては先ほど言った28事例に集約されてきますので、それ以外のものについて受け付けるのはなかなか難しいと思っておりますので、自治体で、事例どおりのもので出していただければいいのですけれども、目新しいものを出したいと希望があると、どうするのかなということはありません。

○阿部委員 具体的には、各地方公共団体の個別名と、事務名のタイトルの部分ぐらいは入力するかですね。一覧表で行うのでしょうか。

○松元総務課長 そこを今、検討しています。当然、事務名と区名とどの項に準ずるという形も考えております。エクセルかもしれませんが、表形式でざっと出てくるような形にしたいと思っております。

○堀部委員長 手塚委員、お願いします。

○手塚委員 今回、事例の公表は2回目ですね。こういうのはどういうタイミングで、今後、どんな形でやっていくのか。その辺のお考えはいかがですか。

○松元総務課長 29年7月に自治体も含めた連携が開始するという予定ですので、そちらに間に合うような形で今回まではやりました。ただ、追加の事務、省令が改正されたり、あるいは法律で今回追加になったものもありますけれども、それをばらばらやっても非常に大変なものですから、年度単位で区切ろうということで、今回は30年4月を念頭に、その1年前とか、自治体からの要望も聞きながら、さらにまたやりたい事務があるのかということも照会しながら、1年おきぐらいに追加することで今、考えております。

○其田事務局長 初期スタートとしては、今回のところで一応締めくくりという感じです。

○手塚委員 分かりました。

○松元総務課長 私が最後に説明した主務省令の2つ、あればできれば29年7月に間に合わせたいと思っておりますが、タイミングも過ぎているものですから、なかなか難しい

かもしれませんが、非常にニーズが高い事業ですし、元々セットされていた法定連携ですので、その辺も間に合えばと思います。それ以外については、先ほど言った30年4月です。

○堀部委員長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 追加していくということは、これからも大事なことだと思いますが、逆に、例えば自治体で必要なくなってくるという形でのスクラップは、見ていかなければいけないとか、そういった取扱いも今後、考えていくようなことになっていくのでしょうか。

○其田事務局長 洗い直しは自治体をお願いをして、なくなったものは教えていただいて、落としていかなければいけないとは思いますが。

○加藤委員 そうすると、相当大変な作業になるだろうと思います。

○阿部委員 合併があったりすると、自治体名から変えていかないといけない。

毎年、1年単位でそうやって修正していくのですかね。

○其田事務局長 メンテナンスは一定程度必要です。

○阿部委員 効率的に実施していかなければなりませんね。

○堀部委員長 ありがとうございます。

この案について、修正の意見はありませんでしたので、原案どおり決定し、公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましては公表したいと思います。ありがとうございました。

次に、議題4「その他」です。

議事概要につきまして、栗原企画官から説明をお願いいたします。

○栗原企画官 お手元の資料4を御確認ください。

資料4にありますように、昨年12月8日に開催されました第65回、12月14日に開催されました第66回の特定個人情報保護委員会の議事概要の案を作成しております。内容を御確認いただきまして、御了承いただきますれば、ホームページに掲載したいと考えております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はよろしいですか。

これは昨年の特定個人情報保護委員会のときの議事概要であります。それぞれ関係した委員には御確認いただいております。修正の意見はございませんので、原案どおり、ホームページに掲載することといたします。ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、資料2の基本方針の一部変更については、閣議決定をお願いしますので、閣議決定と同時に公表することといたしまして、その他の資料につい

ては速やかに委員会のホームページに公表をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、松元総務課長から説明をお願いいたします。

○松元総務課長 次回は3月4日金曜日、時間は今、調整中ですがけれども、この会議室で行う予定ですので、よろしくをお願いいたします。

また、本日の資料につきましては、ただいまの決定どおり取り扱わせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。